

随意契約締結状況

令和6年2月

	物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
1	終活に関するチラシ及びポスターの作製	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和6年2月1日	JPコミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区内神田1丁目2-4 京阪大手町ビル3階	1,653,709円	契約業者は、「終活紹介サービス」にかかる協定書を締結している日本郵便株式会社より本件の作製業者として指定されていることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
2	令和6年度日本赤十字社ビル保全にかかるコンサルティング	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和6年2月2日	株式会社山下PMC 東京都中央区明石町8-1 聖路 加タワー29階	2,750,000円	契約業者は、「日本赤十字社ビル第2次中長期保全計画」の策定業者であり、平成30年度から同計画に基づく工事管理業務、また、同計画及びこれまでの工事を含む当該ビルの構造及び修繕状況等に精通し、適切な業務の実施が期待できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
3	令和6年度日赤糸杉寮建物保全にかかるコンサルティング	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和6年2月2日	株式会社山下PMC 東京都中央区明石町8-1 聖路 加タワー29階	2,530,000円	契約業者は、「日赤糸杉寮中期保全計画」の策定業者であり、令和4年度から同計画に基づくコンサルティング業務を受託しており、本件の適切な業務の実施が期待できることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
4	「令和6年能登半島地震災害」活動紹介パネルの制作・配送	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和6年2月7日	株式会社プライムステーション 東京都品川区東品川1-2-5 リ バーサイド品川港南ビル8階	1,111,935円	予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
5	日本赤十字社外部相談窓口	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和6年2月8日	株式会社セーフティネット 東京都港区新橋6-16-12 京阪 神御成門ビル7階	2,328,040円	契約業者は、過去にも同様の業務を請け負っており、業務の性質上継続して委託することで円滑な業務の実施が期待できることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
6	日本赤十字社リスク管理基盤的体制整備	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和6年2月8日	KPMGコンサルティング株式会 社 東京都千代田区大手町1-9-7 大手町フィナンシャルシティ サウ スタワー	33,000,000円	契約業者は、令和4年度にプロポーザルで選定されて以降、当該業務を請け負っている実績から本件に精通しており、持続的かつ実効的なリスク管理体制の整備に向けて円滑で適切な履行が期待できることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

随意契約締結状況

令和6年2月

	物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
7	遺贈財産(不動産)の売却等にかかる受遺者代理	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和6年2月8日	弁護士法人Y&P法律事務所 東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館9階	1,100,000円	契約業者は、遺贈及び相続財産寄付にかかる法務の相談先として法律顧問を受任しており、遺贈に関する方針を踏まえ、高度な専門性と過去の経験が求められる本件業務を円滑に履行できるのは同事務所のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
8	退職給付債務の算出	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和6年2月8日	みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1-1-3 みずほ丸の内タワー11階	概算4,350,000円	本件は、基本契約である平成15年10月10日付「退職給付会計に係る会計諸数値計算委託契約書」に基づく個別契約であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
9	「日本赤十字社安全衛生改善計画」に基づくメンタルヘルスにかかる全社的外部相談窓口	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和6年2月13日	株式会社保健同人フロンティア 東京都港区新橋1-1-1 日比谷ビルディング7階	3,300,000円	契約業者は、プロポーザル方式による業者選定をもって令和4年度に当該業務を受託し、業務内容の性質から継続して同一業者に委託することが望ましいことから、本件業務を円滑かつ効果的に遂行出来る唯一の業者であり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
10	日本赤十字社マス×デジタル×リアルの統合コミュニケーションの展開	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和6年2月20日	株式会社博報堂 東京都港区赤坂5-3-1 赤坂Bizタワー	533,863,000円	契約業者は、令和4年度の「日本赤十字社マス×デジタル×リアルの統合コミュニケーションの展開業務」のプロポーザルにて日本赤十字社のブランディングへの理解を有しており、様々な知見からの企画提案が期待できることから、選定されている。本件は、令和5年度の業務内容の継続的な実施及び新たな企画の実施をするため、契約業者に委託することで、適切な業務の履行が期待できることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
11	外部監査の実施にかかる一般会計支部事務局の支援(令和6年能登半島地震災害支援含む)	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和6年2月20日	木村公認会計士事務所 東京都品川区荏原2-16-4	1,540,000円	契約事務所は、日本赤十字社の一般会計支援業務を継続して受託していることから、日本赤十字社の一般会計について熟知しており、同事務所に本業務を委託することで円滑な業務実施が期待できることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
12	日本赤十字社本社メール問い合わせシステム運用保守	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和6年2月22日	株式会社イーダブリュエムジャパン 東京都中央区日本橋富沢町10-13 WORK EDITION NIHONBASHI 306	1,267,200円	契約業者は、当該システムの構築業者かつ日本赤十字社本社・支部WEBサイトの開発・保守の受託業者であり、当該システムは同WEBサイト内に配置されていることから、同システム及び同サイトの構造を熟知し、本件業務の適切な履行が期待できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

随意契約締結状況

令和6年2月

	物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
13	日本赤十字社デジタル・アーカイブズ・システムの構築	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和6年2月27日	株式会社図書館流通センター 東京都文京区大塚3-1-1	3,360,500円	契約業者は、日本赤十字社が求めるすべての仕様を満たす唯一の業者であること、また本件はシステムの構築途中にあり、令和6年度においても継続して契約業者に委託する必要があることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
14	令和6年度新規職員採用試験等における教養試験(WEBテスト)の実施	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和6年2月28日	販売元:株式会社マイナビ 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 代理店:日本エス・エイチ・エル株式会社 東京都中野区中央5-38-16	概算1,813,900円	契約業者は、過去にも同様の業務を請け負っており、円滑な業務の実施が期待できること、また日本赤十字社が求めるすべての仕様を満たす唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
15	輸配送管理システム「ZENRINロジスティクスサービス」の試行運用	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和6年2月19日	株式会社ゼンリン 東京都千代田区西神田1-1-1 オフィス21ビル7階	3,410,000円	複数社の提供する類似サービスの試行運用を行った結果、契約業者の提供する当該サービスが最も有用性があると判断されたことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
16	次世代AIドライブレコーダーサービス「DRIVE CHART」の長期試行運用	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	令和6年2月19日	GO株式会社 東京都港区麻布台1-3-1 麻布台ヒルズ森JPタワー23階	3,146,110円	契約業者は、リスク運転の削減及び安全運転意識醸成に特化したAIドライブレコーダーサービスを取り扱う業者であり、本件仕様を満たすサービスを提供できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	